

今月のテーマ

1. 2020年4月度より65歳以上の雇用保険料の徴収免除が廃止となります
2. 行政手続きコストの削減計画について
3. 特定技能実習制度の現状

1. 2020年4月度より65歳以上の雇用保険料が徴収免除廃止となります

2017年1月1日からの雇用保険法改正により、被保険者の適用範囲が拡大され65歳以上の方を新たに雇い入れた場合や、既に入社していた方で年齢要件を満たせず未加入だった方が被保険者(高齢被保険者)となりました。

法改正時に急な雇用保険料徴収免除制度を廃止した場合、会社側での負担が大きくなる為、3年間の経過措置が設けられており、2020年3月までが雇用保険料の徴収免除制度が継続となっております。

しかし、猶予期間も残り5ヵ月と迫ってきている状況となります。

2020年4月度より雇用保険料徴収免除が廃止となる為、対象者の方へ雇用契約更新時等に雇用保険料の徴収が免除されない旨、ご説明を是非お願い致します。

雇用保険に加入されることにより、失業後の求職活動を行う際、6ヵ月以上の雇用保険加入

期間があれば、【高齢求職者給付金】を受給することができます。



2. 行政手続きコストの削減計画について

政府の「規制改革実施計画」で定められている行政手続きコストの削減計画において、社会保険分野では、届出様式の統一化と受付窓口の統一化(ワンストップ化)が計画されています。今般、労働政策審議会に、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正)が諮問されました。

内容といたしましては、新たに適用事業所を設置する場合にそれぞれの行政窓口へ提出する書類である「労働保険関係成立届」「厚生年金保険新規適用届」「雇用保険適用事業所設置届」の様式を統一化し、年金事務所、労働基準監督署、公共職業安定所のいずれかに提出すれば3つの手続きが一度にすむという内容です。

(適用事業所設置の場合に必要な概算保険料申告書、資格取得届も一緒に提出可能になる予定です)

公布日：2019年7月

施行日：2020年1月1日(予定)

※適用事業所設置の場合に必要な概算保険料申告書、資格取得届も一緒に提出可能になる予定です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000522209.pdf>

3. 特定技能実習制度の現状

外国人労働者の受け入れを拡大する新しい在留資格「特定技能」が改正出入国管理法(入管法)に基づいて今年の4月にスタートし、半年たった9月末現在で、特定技能の資格を持つ在留外国人は221人だったことが出入国在留管理庁の調べで分かりました。うち、農業分野では6月末までの3ヵ月間で、ネギやレタスなど露地野菜を栽培する大阪府岸和田市の農業法人「GFF」で働くカンボジア人の2人に留まっていますが、9月末時点では31人となりました。

農家や外国人技能実習生は新資格に期待する一方、「受け入れの広がりを見極めたい」と慎重な見方もあります。



政府は5年間の累計として、農業分野で最大3万6500人の受け入れを想定し、受け入れ元の直接雇用に加え、派遣形態での雇用も認めています。

一方で、申請書類の手続きの煩雑さや、出入国の許認可が滞っていることなどを指摘する声も出ています。

<http://www.immi-moj.go.jp/index.html>



弊社名古屋オフィスでは、instagram を開設しております！

ご興味のある方は、

『satogroup_nagoya』でぜひ検索を！



SATOコラム

弊社グループ会社の日本社会保険労務士法人と株式会社クオリティ・オブ・ライフ社、2社主催のセミナーを開催いたします。

テーマ：同一労働同一賃金セミナーリスト
リスクと対応のポイントについて。

日程：2019年11月21日(木)

時間：13時30分～16時00分

第一部：【同一労働同一賃金】

講師 日本社会保険労務士法人

第二部：【同一労働同一賃金をきっかけに

「人が育つ」「社員が辞めない」組織へ】

講師 クオリティ・オブ・ライフ社

参加費：無料

会場：SATO 社会保険労務士法人
セミナールーム

(東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5F)

お申込みの問い合わせは、下記となります。

[TEL:03-6831-3778](tel:03-6831-3778) (セミナー担当/淡路)

日本社会保険労務士法人 URL

<https://nsrh.jp/>

株式会社クオリティ・オブ・ライフ社 URL

<https://www.qol-inc.com/>

【発行元】SATO 社会保険労務士法人札幌オフィス

〒065-8631

札幌市東区北5条東8丁目1番33号

TEL：(011) 351-3010